

(平成26年6月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月19日

年金事務所からの照会文書により、A社に在籍し、B社に出向していた期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、申立期間においてB社に出向していたが、当社で厚生年金保険の適用を受けており、出向先で賞与が支給された場合の当該賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届については、出向先から賞与支給額の報告と当該賞与から控除された厚生年金保険料相当額の送金を受け、当社が社会保険事務所（当時）に届出を行う取扱いであった。」旨回答しているところ、申立人の出向先であるB社から提出された平成18年6月分の賞与支給額計算書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給額計算書及びA社から提出された出向者社会保険料請求書で確認できる厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14879

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年4月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月25日から同年5月6日まで
年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社C工場から同社B支店に異動した時期に当たるが、当該期間も同社に継続して勤務しており、記録が無いのは、会社の事務手続ミスだと思うので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険記録及びD企業年金基金の記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和50年4月25日にA社C工場から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、D企業年金基金の担当者は、「当時、社会保険事務所、健康保険組合及び企業年金基金のそれぞれに宛てた資格取得に係る各届出書は、複写式の様式であったが、事業所から各者への提出は、

それぞれ別々に行われていたと思う。」旨陳述しているところ、同基金が保管する加入員資格取得届書の申立人に係る資格取得日欄を見ると、昭和50年5月6日が同年4月25日に訂正されている事跡が確認できるものの、社会保険事務所及びE健康保険組合が記録する、A社B支店における申立人の資格取得日は、双方とも同日の同年5月6日となっており、事業主が社会保険事務所及び同健康保険組合の双方に同基金と同様に訂正届を提出したにもかかわらず、双方いずれもが訂正を行わなかったとは考え難いことから、社会保険事務所には申立人の資格取得日を訂正する旨の届出が行われていないと考えるのが相当であり、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1日の未加入期間が有る。

しかし、私は、申立期間も継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1日の未加入期間が有る。

私はD職の資格を持っていたので、A社に就職した時からC社を退職するまで、受託先事業所のD職業務に従事した。

申立期間も勤務の状況等に変化は無かったので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成9年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで

当時、B社の100%子会社であるA社に平成9年5月31日まで勤務し、翌日の同年6月1日にB社に異動した。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは、社内の事務担当が日付を誤って記入したためと思われる。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出の辞令書、B社提出の従業員異動歴並びにA社及びC企業年金基金の双方から提出された同基金加入者台帳から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人の資格喪失日は平成9年5月31日と記録されているが、C企業年金基金加入者台帳を見ると、申立人の資格喪失日は同年6月1日と記録されているところ、A社の申立期間当時の事務担当者は、「当時、社会保険の届出用紙は、企業年金基金及び社会保険事務所宛での複写式のものであり、資格の取得及び喪失の日付を担当者がチェックの上、提出していた。」旨陳述しており、これらのことから判断すると、C企業年金基金に提出された届書と同一内容のものが社会保険事務所に提出されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成9年6月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年4月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

30 年前のことであり、厚生年金保険料の控除については、ほとんど記憶していないが、申立期間には、A組織を通じてB事業所にC職として勤務していたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、退職する時に、「社員にならないか」と尋ねられたので、申立期間は正規の社員ではなかったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てしているところ、社会保険事務所（当時）の事業所名簿及びオンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、B事業所は、「申立期間当時の関係資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間は正規の社員ではなかったと思うと陳述していることから、臨時社員に係る厚生年金保険の適用について、B事業所に照会したが、同事業所の担当者は、「現在はD組織（申立期間当時は、E組織）において厚生年金保険に加入しているが、申立期間当時の取扱いは、資料が無いので分からない。」旨陳述している上、D組織も、B事業所と同様に、「当時の資料が無く不明である。」旨回答している。

加えて、申立人は、自身と同じような雇用形態と一緒にB事業所に勤務した

C職二人の姓を記憶していることから、E組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名及び当該二人の姓は見当たらない上、申立期間において、申立人が同事業所で一緒に勤務していたと記憶する同僚に照会したが、同人は、申立人の同事業所における勤務実態等について、「記憶が無く、分からない。」と回答している。

また、前述のE組織に係る被保険者名簿において、B事業所が開設された昭和53年6月から申立期間の終期である59年1月1日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者34人に照会し23人から回答を得たが、同事業所に勤務したことがあると回答した者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14884（大阪厚生年金事案 3779 及び近畿（大阪）厚生年金事案 14386 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 31 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったので、これまでに2回、年金記録確認地方第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、いずれにおいても記録の訂正が必要とは認められなかった。

今回、新たに申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて証言してくれる知人が見付かったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の同僚及び申立人の同級生の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿の記録において既に解散していること、ii) 元事業主は既に死亡しており、同人の妻及び同僚からも申立人の申立期間における保険料控除がうかがえる具体的な陳述が得られないこと、iii) 申立人は、申立期間当時は同社で唯一の勤労学生であったとしているところ、同社では、申立人の勤務時間がほかの従業員より短かったために厚生年金保険に加入させていなかったと考えられることなどを理由として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 8 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについて、申立人は、申立期間においてA社に勤務し厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを知人（別事業所の事業

主)が証明してくれるとして、当該知人の署名及び押印のある証明書を新たな資料として提出したところであるが、i)当該証明書から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないこと、ii)元事業主の妻及び同僚からも申立人の申立期間における保険料控除がうかがえる具体的な陳述が得られないことなどを理由として、既に年金記録確認近畿地方第三者委員会の決定に基づき、平成25年10月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間後に勤務したB社の同僚が、A社の厚生年金保険被保険者期間が確認できる年金証書について証言してくれた。」とした上で、当該同僚が作成したとする証明書を新たな資料として提出し、申立期間当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたとして、再申立てをしている。

しかしながら、上記の同僚は、「平成25年末に申立人から、年金の件で困っており、当時のことを思い出して書いてほしいと頼まれたので、当時、申立人から年金証書を預かり、それを私がB社のC業務課に提出した旨を記した証明書を作成した。その当時のことであるが、申立人が、同社に入社後約2か月経過後に、申立人から『入社する前に働いていた年金証書(4年7か月)を会社に提出するように言われたがどうすればよいか。』と相談を受けたことは覚えているが、申立人のA社における厚生年金保険加入期間及び申立期間に係る保険料控除の有無は分からない。」旨陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の資格取得日(昭和31年5月1日)は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記されている資格取得日と一致している上、同払出簿には当該記号番号は昭和31年8月1日に払い出されたものであることが記されており、これらの帳簿の記載に不自然な点は見られない一方、申立人が上記の知人を通じてB社に提出したとする当該被保険者証は現存せず、申立人が主張するA社に係る厚生年金保険被保険者期間を確認することができない。

さらに、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、同法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)に納付したことが明らかでない場合であるところ、本事案については、前述のほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほかに、年金記録確認大阪地方第三者委員会及び年金記録確認近畿地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。